

令和4年4月18日

保護者のみなさま

岐南町立西小学校  
羽島郡二町教育委員会

## 警報発表時等の対応について

標記のことについて、下記のとおり、児童の安全確保を最優先にした対応の原則を案内します。熟知いただくとともに、警報発表時など、危険が迫る可能性がある場合には、最新の情報収集に努めていただきますようお願いします。

### 記

#### 1 「警報」とは

※「警報」とは、特別警報、暴風警報、大雨警報、洪水警報、暴風雪警報、大雪警報をいいます。  
※市町村ごとに発表されます。各町の気象情報により判断します。

#### 2 「警報」発表時における休業及び児童の登下校について

##### 1 児童が登校する以前に（家庭にいるとき）「警報」が発表されている場合

※「警報」が解除されるまで、家庭において自宅待機させてください。  
① 午前7時より前に「警報」が解除された場合は、平常どおり登校させてください。  
② 午前7時から午前11時までに「警報」が解除された場合は、午後からの授業開始を原則とします。  
ただし、解除時刻が早く被害が少ない場合は、2時間遅れで授業を開始する場合もあります。  
この場合、簡易給食（パンと牛乳など）となることがあります。  
③ 午前11時の時点で「警報」が発表されている場合は、休業とします。  
※上記①②の場合でも、道路や橋の損壊、家屋や樹木の倒壊等で、危険と判断される場合は、登校させず、学校に連絡をお願いします。

##### 2 児童の登校後に（学校にいるとき）「警報」が発表された場合

※原則、「警報」が解除されるまで、通常通りの授業を行い、下校させません。  
① 下校時刻に、すでに「警報」が解除されている場合、通学路を確認後、児童を安全に帰宅させられると判断した場合には、教職員による引率や見守りのもとで下校させます。  
ただし、児童の下校時の安全が危惧される場合には、学校で待機させ、保護者への引き渡しによる下校とします。  
② 下校時にも、「警報」が継続発表されている場合、学校で待機させ、保護者への引き渡しを行います。  
ただし、道路や橋の損壊、家屋や樹木の倒壊等で、危険と判断される場合は、安全確保のため、学校で待機させます。このため、引き渡しの時刻が遅くなる場合があります。

##### 3 （登校前、登校後に限らず）児童に危険が及ぶ荒天が予想される場合

※児童の安全確保の観点から、休業や下校時刻を早めることができます。  
※「警報」が発表されていなくても、「警報」の発表が予想される場合や、気象や道路・交通、河川の状況等から、学校を休業したり、緊急に登校を見合せたり、早めに下校させたりする等の措置をとることがあります。引き渡しをお願いする場合もあります。

#### 3 その他

- ・台風等が接近し、翌日が休業になる可能性が高い場合は、前日に給食の打ち切りを決定することがあります。
- ・休業や授業の打ち切りは、学校から「すぐーる」や岐南町防災無線等を使ってお知らせします。